



自民設計議連

土法改正への提言了承

議員立法で今国会提出

自民党建築設計議員連盟（額賀福志郎会長）は、建築士法改正案の叩き台となる提言「建築物の設計・工事監理の業の適正化及び建築主等への情報開示の充実に向けて」を27日の総会（写真）で正式に了承した。議員立法として今通常国会への提出を目指す。ただ、今国会では閣法11本を始めとして提出法案が多く、成立については不透明な状況だ。

提言では、法改正で措置すべき事項として建築の会（日

本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会）が要望していた「書面による業務契約の締結の義務化」「括再委託の禁

止範囲の拡大」のほか、所属建築士を変更した場合の届け出の義務化、設備設計一級建築士以外の建築士が延べ面積2000平方㍍を超える建築で建築設備の設計・監理を行う場合における建築設備士への意見聴取の努力義務などを盛り込んだ。また、法改正にあわせて国土交通省が取り組む措置として、延べ面積300平方㍍以下の建築も含めた

議連の提言を受け、日事連の三栖邦博会長は、「この提言の内容は、国民の安全・安心で豊かな暮らしを約束する良質な建物の確保と地球環境の保護を目指す建築設計界にとって大きな、確かな一步になると確信している」と力を込めた。

建築3会は建築士の業務の

26. 3. 28

建設通信新聞

無登録業務の禁止の徹底、建築士の個別事情を勘案した処分や建築士事務所の処分のあり方についての検討を進めることが掲げられている。このほか今後の課題として、今回の法改正で「書面による業務契約の締結の義務化」による業務契約の締結の義務化」の対象にならない延べ面積300平方㍍以下の建築を対象とするモデル契約書の作成や書面契約の促進に向けた制度改定、紛争処理の仕組みの構築、定期講習実施機関の検討なども指摘されている。

議連の提言を受け、日事連の三栖邦博会長は、「この提言の内容は、国民の安全・安心で豊かな暮らしを約束する良質な建物の確保と地球環境の保護を目指す建築設計界にとって大きな、確かな一步になると確信している」と力を込めた。建築3会は建築士の業務の

適正化を目的に2013年11月に「建築物の設計・工事監理の業の適正化及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」をまとめた。「書面による業務契約の締結の義務化」「管理建築士の責務の明確化」「無登録業務の禁止」など11項目を要望し、自民議連の設計監理等適正化勉強会で関連団体や国交省との調整を進めてきた。